

# 中世ローマ帝国の社会経済システム

——再分配国家と市場の役割——

大 月 康 弘

## はじめに

社会科学は、社会経済システムの諸類型と各システム内の動的メカニズムを考察する学問です。現代社会の経済メカニズムを解析する経済学もまた、「現代」の歴史的位相を捉まえるために、常により大きな視座に立つ参照系を求めている、とあってよいでしょう。私は本稿で「古代帝国」「中世帝国」の構造的な理解について若干考察します。それも、「近代社会」（市民社会、産業社会、国民国家）の特質を比較史の視座から理解したい、との想いからです。

ここでの考察対象は、キリスト教化したローマ帝国。4～15世紀の地中海世界に存在したいわゆる「ビザンツ帝国」です。同帝国は、ギリシャ（ヘレニズム）市民の価値観、ローマ帝国の国制、キリスト教の作法が融合した国家でした。本稿では、筆者のこれまでの史料分析を踏まえながら、成城大学経済研究所主催の講演会「文明と経済—古代・中世の社会経済構造」の趣旨に沿って、若干の図式的考察を試行したいと思います。

## 1. 「古代帝国」「中世帝国」とは

——ヨーロッパ・地中海世界のフィールドから——

ヨーロッパとは何か。この大問題を考える上で、ここでは最重要な要素として「ローマ帝国」「キリスト教」「ヘレニズム」の3つを挙げておきます。

かつて西洋中世史の泰斗・増田四郎（1908～1997年）は、ヘレニズムの代わりにゲルマンを挙げました（『ヨーロッパとは何か』岩波新書等）。その場合、キ

リスト教化したローマ帝国の文化を栄養分として発芽し、枝を伸ばして花をつけた「西ヨーロッパ」の「近代社会」をゴールと見立てています。現代ヨーロッパの主たる担い手 *träger* としての「ゲルマン諸族」が問題となったから、と了解されます。

ただ、ここでは、この「古代文明」を栄養分として生長した社会の担い手に「スラヴ諸族」も視野に含めたいことから、まずは彼ら後進の諸民族が手本とした母胎の方に注目したいと思います。すなわち、地中海世界に展開した社会、つまりキリスト教ローマ帝国としてのビザンツ帝国のあり方に注目します。この観点は、かつて増田もつとに強調した視座でもあります。ゲルマン人諸国家だけが「ヨーロッパ」ではない。スラヴやアラブの人びとも、またキリスト教化したローマ帝国を「文明世界」として、各自の国家・社会形成を推し進めていった、というわけです。上記3要素は、かかる文明論の立場から「文明の母胎」に注目しての設定、ということになります。

西ヨーロッパ世界を含むヨーロッパの中世は、上記3つの要素（ローマ帝国、キリスト教、ヘレニズム）が一体となったとき成立したと考えてよいものです。つまり、古代＝中世帝国としての「ビザンツ」は、現代ヨーロッパの祖型であった、と考えなければなりません。その理由は、本稿で追々説明していきます。さて、では、このキリスト教ローマ帝国の社会経済システムをどう捉えるたらいいでしょうか。国家財政のあり方は？「貨幣」の機能とは？「市場」の展開状況は？その後のキリスト教ヨーロッパ世界の展開を念頭に置きながら、その源流に遡ってご紹介したいと思います。

#### (1) 「古代帝国」「中世帝国」論の構図

「古代帝国」や「中世帝国」という用語法は、いうまでもなく「近代」の産物です。もとより「古代人」が自らを古代人と呼んだ事例はなく、中世世界の住人が、自分たちを中世の呼称で表現した事例もありません。「古代→中世→近代」と継起的に立ち現れるとする時代の流れに関する観念は、いわゆるルネサンス期に興り、やがて17世紀の文人らによって一般的にも使用されるようになったわけです。ここでは詳述を避けますが、17世紀の思想家トマス・ホブズ Thomas Hobbes (1588-1679) による『リヴァイアサン』にも「キリスト教的コモンウェルス」として事実に中世的国家秩序についての分析がありま

すし、18世紀の啓蒙思想家モンテスキュー Charles-Louis de Montesquieu (1689-1755) の『法の精神』De l'Esprit des lois. 1748. や、ボルテール Voltaire (François-Marie Arouet: 1694-1778) の『諸国民の風俗と精神について』Essai sur les Moeurs et l'esprit de nations. 1756,あるいはまた、エドワード・ギボン (1737-1794) による『ローマ帝国衰亡史』The History of the Decline and Fall of the Roman Empire. 6 vols. 1776, 1781, 1788. には、明晰なかたちで「古代」「中世」社会の説明が展開されているわけです。

1806年、神聖ローマ帝国がナポレオン率いるフランス国民軍によって撃破され消滅したことは、その後のドイツ、またヨーロッパにおいて政治上また学問上の大問題となりました。さっそく1806年には、19世紀に進展したドイツ・ナショナリズムは、ヨーロッパの政治・経済・社会の動きに大きな影響を与えました。フィヒテ Johann Gottlieb Fichte (1762-1814) の講演『ドイツ国民に告ぐ』Rede an die deutsche Nation (1807年)、アダム・ミュラー Adam Heinrich von Müller (1779-1829) による「ドイツの学問と文学についての講演」Vorlesungen über die deutsche Wissenschaft und Literatur は「ドイツ人」意識の高揚をよび覚え、プロイセン王国を中心とするドイツ帝国の成立 (1871年) に結実しました。この思想上の動きに呼応して F・リスト Friedrich List (1789-1846) は、「国民経済圏」の確立を説きました。この思想上の動きに現実の歴史も追随します。ドイツ関税同盟 (1830年) の成立は、ドイツ・ナショナリズムの里程標となりました。そして、1871年にはプロイセン王国を中心とするドイツ帝国が成立したわけです。

他方フランスでは、革命後の帝政復古など政治上の揺れ動きをみながら、やはりナショナリズムが根付いていったようです。詳述は避けませんが、19世紀のヨーロッパ思想界でのナショナリズムの昂揚は、それを担う「市民」Bourgeois 層の台頭と手を携えて顕著になっていきました。それは、「旧いヨーロッパ」つまりは「貴族」Aristocrats が経済社会の主役だった時代の政治・経済体制を、過去のものとして乗り越えようとする一方、学術研究の対象として相対化していくことになりました。

「古代帝国」「中世帝国」論の系譜は、それとして興味深い研究主題となります。各人の研究活動を内在的に追跡し、全体として把握する作業が求められるところですが、それぞれに膨大な思考の痕跡を遺していますから、作業ははず

れも至難の業となるでしょう。上原専祿(1899-1975)の一連の研究が、日本の学界における見事な手本となりますが、その後、この水準での研究活動はほぼありません。他方、厳密な史料研究にもとづく「古代史」「中世史」での歴史研究は、ヨーロッパ学界と同水準での成果を含め、多少とも積み上げられてきました。これにより、「古代帝国」「中世帝国」に関する具体的な情報は大いに蓄積されてきたといつてよいでしょう。

「古代史」についていえば、近代ドイツ意識の芽生えとドイツ帝国成立(1871年)に向かう政治環境のなかで、自らのアイデンティティをめぐる論争にともなう議論があったことを指摘するに留めます。神聖ローマ帝国の消滅は、古代以来のローマ帝国への関心を改めて呼び覚ました。そして、ドイツ・ナショナリズムの昂揚は、ロマニステンとゲルマニステンの論争を生みました。この政治的・文化的議論のたかまりは、法学、歴史学、言語学の各方面に広がり、ゲルマニステンにグリム兄弟(Jacob Ludwig Karl Grimm: 1785-1863, Wilhelm Karl Grimm: 1786-1859)が出て、ドイツ語大辞典に結実する言語学研究、またその余滴であった説話集(グリム童話)がまとめられています。他方、ロマニステンからは、幾多のローマ法学者が出て、研究を深めました。もとより「ドイツ」とわれわれが呼ぶ国家は、1871年に誕生したドイツ帝国にならないと登場しませんので、19世紀末まで、彼ら「ドイツ人」の法といえ、ローマ法にほかならなかったことを銘記しなければなりません(ドイツ民法典の公布は1900年)。つまり法学者といえ、当時のドイツ人世界ではローマ法学者であったのです。特に重要なのは、サヴィニー Friedrich Carl von Savigny (1779-1861)で、今でも『サヴィニー雑誌』は法制史の分野で重要です。

現代にあっても「帝国」論は、なお盛んに行われています。それは、①トランス・ナショナルな現実を前に「国民国家」の黄昏期にあると了解されていること、②ドイツとフランスの経済ナショナリズムを超えた「超国民国家 EU」の歩みがすでに十分な厚みをもつ歴史を閲していること、に依るところが大きいでしょう。ポストモダン期ならではの「脱ナショナリズム」の現況認識に立って、ネグリ Antonio Negri (1933-) とハート Michael Hardt (1960-) が現代「帝国」論を展開して、鋭い理論枠を提示するなど、帝国論は活況を呈しています。と同時に、興味深い現象として、歴史現実として過去に存在した一連の帝国への関心が再び高まっているのです。「近代市民」の立場に立つ論者らが過去の

遺物としてネガティブに論じた「帝国」ではなく、昨今では、それなりに対内的平和を維持しつつ千年にわたって持続して（持ちこたえた）帝国への関心が高まっています。ビザンツ帝国への関心も、またそうした再評価の気運のなかで、持続した帝国として新たに関心を喚んでいます。

## 2. ビザンツ帝国とは

——地中海世界の覇者であり、キリスト教ローマ帝国の元祖——

### (1) ディオクレティアヌス帝、コンスタンティヌス帝の改革事業

まずお話ししなければならないのは、ディオクレティアヌス（在位 284–305 年）とコンスタンティヌス（在位 305–337 年）という 2 人の皇帝による「国制改革」のことです。

3 世紀半ばから「三世紀の危機」といわれる政治混乱がありました。各地の軍団に担がれた軍司令官（将軍）が皇帝を名乗る（僭称する）、あるいは皇帝位を奪取した。いわゆる軍人皇帝時代（236–284 年）というものですが、その混乱を収拾したのがディオクレティアヌスでした。彼は、混乱した帝国の求心力を再確立するために、帝国の拠点都市ローマから東方のニコメディア（現在のトルコ共和国イズミット）に移し、国家制度の大改革を断行しました。

多面的なこの大改革の要点を概括的に申しますと、①皇帝権、②財政制度、③行政機構、④土地制度、⑤宗教政策の各面で、続くコンスタンティヌス帝時代をも含め、ローマ帝国の国家制度を改革した、ということになります。長期的視点に立って申せば、国家強制が強まり（「強制国家」Zwangsstaat という学術用語もあります）、財政制度の抜本的整備が行われたことです。「財政至上主義」fiscalité/Fiskalisumus とともに総称されることになります。この改革は、帝国の基盤を、「皇帝権」の確立、国家財政の中央集権化とともに（後述）整備することを目標としてものでした。

国家財政の中央集権化（「財政至上主義」）は、今日のシンポジウムの主題にとって重要なキー概念になるでしょう。これについては、また取り上げたいと思います。

さて、ディオクレティアヌス帝とその後を継いだコンスタンティヌス帝による国制改革の要点を、さらに立ち入ってご紹介しましょう。

まず皇帝権。これは、オクタヴィアヌス（アウグストゥス）以来、ある個人に元老院と民会から負託された司令権 *imperium* を指し示していました。それは、いわばある個人（皇帝）に属するものではなく、客観的存在としての「国家の司令権」の権限委譲であったわけです。しかし、この権限を身に帯びたオクタヴィアヌスという個人が長生したので、終身で担う慣行になりました。ディオクレティアヌスは、本来的な「司令権」を客観的権限として再確認します。「正帝」と訳される *Augustus* の任期を20年と決めました。また、正帝2名と副帝 *Caesar* 2名、計4名による帝国の分担統治の体制を始めます。「四分統治」*Tetrarchia* と呼ばれたこの分治体制のもと、帝国内には101個の属州 *Provincia* が設定されました。これは、それまでの50個の属州を倍増させたもので、地方民と結託して中央権力に「反乱」を起こしかねない軍司令官、ないし属州長官の権力を細分化する効果をもつこととなります。「三世紀の危機」は、軍団将兵に推戴されて「皇帝位」をめざす軍団と軍司令官の決起でしたので、属州の細分化は、地方勢力の弱体化につながった、といえましょう。加えて、それまでの属州長官が、軍司令官を兼ねていた体制を改め、軍民分離の措置をとりました。属州長官 *Praesentalis provinciae* は、財政、司法等、民政のみを執行するようになります。他方、警察、治安維持は引き続き軍司令官たちに委ねられました。

## (2) 中央行政機構の整備

地方勢力の弱体化を図るこの行政改革は、中央権力における官僚機構の整備によって補強されます。上述の通り、この時代（4～6世紀）は、研究史上「強制国家」*Zwangsstaat* とも称されます。土地や財（家畜を含む）の所有税と付加税、また賦役に当たるムネラ／ライトウルギア *munera, leitourgia* が、4世紀の経過のなかで整備、強制されていきました。中央政府は、実のところ5世紀になるまでなお地方の属州長官、軍司令官らをよく統制しきれなかったことが知られますが、しかし官房長官 *Magister Officiorum/ μάγιστρος τῶν ὀφφικίων* を中心に、配下の各官署 *scrinia* が、現在の中央政府の各省庁と同様の機能をもちはじめます。もっとも、現代国家の中央政府、各省庁の配置のあり方が、この時代につくりあげられた帝国官房体制を祖型にしているのですから、それは現代国家の制度論上の源流というべきです。

帝国は、なお道管区長官 *Praefectus Praetorio/ ἐπαρχὸς πῶν πραιτωρίων* の支配下にありました。彼らは、元老院身分 *senatus/ συγκλητικός* の者を中心に、地方社会の名望家層からもリクルートされていました。配下の役人たちも、多くは地方名望家層の出身でした。そのことは、アンティオキアの修辞学者で弁論家だったリバニオスが残した多くの書簡からもうかがわれます。彼は、多くの有為なアンティオキアの若者を国家役人に推挙する推薦状を残しているのです。

ローマ帝国の支配層は、都市ローマの名望家層だった元老院身分の者たちでした。その総数は600~900人だったとされます。この社会層から「皇帝」*imperator/ βασιλεύς* が輩出しました。また、高い官職もこの社会階層に属する者たちが担いました。社会経済史の観点から見ますと、彼らは、何より大土地所有者でした。帝国内に所領をもち、不在地主として代理人たちにその経営を行わせました。農業生産から得られる富についての推計は、例外的事例を除いては困難ですが、広大な館を構え、都市ローマでの優雅な生活を支えるほどの大きな富を得ていました。

ここで本日のテーマともなるわけですが、問題は、経済システムがどのようなものとして存在したか、です。ローマ帝国、特に今日は、キリスト教化されたローマ帝国を考察対象としますが、いわゆる古代地中海世界の経済を規定していたのは、なにより大土地所有制にもとづく農業生産でした。

### (3) 財政制度の刷新

ここで簡単に、ディオクレティアヌス、コンスタンティヌスによって行われた財政制度改革についてご紹介します。

彼らの改革は、帝国財政の強化をめざすものでした。そのため税収を確実なものとする措置を講じます。上述した官職制度の改革も、帝国財政制度を強固なものにするための政策だったとされます。たしかに歴史の事実として、少なくとも4世紀の経過を通じて、帝国財政は強化されたと評価することができるものでした。

#### (a) 財政年度 *Indictio* の設定 (284年。312年9月より恒常的)

まず、インディクティオと呼ばれる「財政年」の導入がありました。これは、9月から翌年の8月までを1年とし、15年周期でめぐる紀年法でした。ディオ

クレティアヌスが帝位に就いた284年に導入されたと考えられますが、恒常的にこの紀年法で国家経営がされるようになったのは、312年9月からだったようです。

この紀年法は、例えば312年9月から313年8月までを「第一インディクティオ」と呼びます。皇帝勅令などの重要な公的史料には、「世界暦5821年、コンスタンティヌス帝の治世第6年、第1インディクティオの年、9月」などと記されました。

ここで「世界暦」Anno Mundi とは、天地創造からの「世界」Mundus の創世紀年のことです。われわれが「西暦」と称している、イエス生誕(受肉)から数えて何年、という紀年法 Anno Domini は、6世紀初頭にならないと登場しませんので(考案者ディオニュシウス・エクシグウス)、世界暦は、当時の文書には当然に頻出する通常の紀年法でした。余談ながら、5世紀末頃から6世紀にかけて、イエス生誕年を世界暦に否定する作業が盛んになります。イエス生誕500周年を迎えてキリスト教徒たちが行った、ある種の歴史研究にもとづく作業でしたが、それによると、イエスが誕生したA.D.1年は、世界暦A.M.5509年に当たる、と想定されました。

ともあれ、この世界暦とインディクティオ暦を併記することが、4世紀当時、コンスタンティノープルを中心とするローマ帝国にあって通常の紀年法となったのでした。

#### (b) 徴税ユニット

徴税項目については詳述を避けますが、帝国財政の収入源は、大分して、地租、人頭税、家畜を含む財産への課税、取引税から成っていた、と理解されます。正規の課税 *canonica* に加えて、臨時の課税 *extraordinaria*、付加税もあり、租税体系は複雑化していきました。研究史上、全貌をつかむ努力はなされてきましたが、論争の残った部分も含めて、今は国際学界でも議論が消沈しています。史料素材が決定的に不足しているためです。

ただ、課税単位については、おおむね共通の理解があります。それは、「村落共同体」*chorion* (農民)と「所領 *proasteia* の所有者 *prosopon*」から帝国社会は構成されていた、というものです。後者は、世俗官職貴族、教会・修道院が主体でした。私はかつて大土地所有者、特にもっぱら現代にまで史料素材を伝

来させた教会・修道院に注目して、これらの組織・機関がいかにして大土地所有者になっていったのか、どうして大土地所有者になりえたのか、法律上に法人格をもった中間団体としてポジションを得ていった過程を追跡しました。今日にまで残されている大土地所有制に関する史料は、もっぱらキリスト教会および修道院のものでありますので、これらの宗教的特殊法人の社会的バイアスを勘案しながら、帝国財政における主要な構成要素としての彼らを社会経済史的に位置づけました。

後代の史料になりますが、ロマノス1世レカペノス帝（在位920-944年）の新法 *Νεαρά* (Novella) 『有力者集団の確定と彼らの細民財産兼併の禁止令』（935年9月発布）には、「大所領の所有者」を列挙する以下のような記述が見られません（第2章）。

「……マギルトロス、パトリキオス、文武の官職・位階の保持者、元老院議員、テマのアルコンおよび前アルコン、至聖なる府主教、大主教、主教、修道院長、教会関係のアルコンたち、慈善施設・皇帝施設の長および管理者は、自ら、あるいは他人を介して、村落 (*χωρίον*) ないし耕地 (*αγρός*) の全部あるいは一部に入り込み、購入、贈与、相続、その他の類似の理由で、自分自身また国家・教会機関のために土地を取得してはならない。……」

ともあれ大土地所有者としての教会・修道院には、「村落共同体」に属する「自由農民」と「パロイコイ」と呼ばれる「隷属農民」が帰属して、農業生産の果実をもたらしていました。労働こそ価値の源泉、というマルクス流の労働価値説にもとづく経済システムを想定するなら、労働の果実を搾取する主体が大土地所有者であり、キリスト教会・修道院は、まぎれもなくキリスト教化したローマ帝国、つまりビザンツ帝国における第一の大土地所有者でした。

他方、皇帝をはじめとする貴族たちも、また大土地所有者でしたが、残念ながら4世紀はもとより10世紀に至るまで、ほとんどその所領経営に関する情報は得られません。異民族が入り込み、世俗の所領を奪取した政治変動を経験した世界では、いっさいの証書もろとも根こそぎ消滅させるのが、世の常というものなのでしょう。

#### (4) 貨幣制度の刷新——諸規準の設定——

4～5世紀に再建された帝国財政制度の根幹には、度量衡の整備がありました。これは、それまで地方ごとに不統一だった計量単位を、その内実も含めて統一したものでした。まず、1リトゥラという重さ(約326g)の金塊を1つの単位とし、これを72等分して1枚の金貨を打造しました。これをノミスマ金貨 Nomisma といいます。ラテン語ではソリドゥス Solidus と呼ばれ、以後、15世紀に至るまで地中海世界における基軸通貨となりました。以下にその度量衡＝貨幣体系の要点をご紹介します。

##### (a) 重量基準の設定

$$\begin{aligned} \text{金 1 (logarike) litra} &= 72 \text{ solidi/ nomisma} = 12 \text{ ounciai} = 1,728 \text{ keratia} \\ &= 6,912 \text{ sitokokka} = 1/100 \text{ kentenarion} \end{aligned}$$

##### (b) 面積単位の設定

$$1 \text{ modios} = 888.73 \text{ sq.m}$$

この度量衡システムは、現代世界に生きる私たちの基本単位としても生き続けています。端的な例では、貴金属、宝石類の重量を表現する「カラット」は、ケラティオン(複数形 keratia)にほかなりません。

##### (c) 現代の単位との比較

$$1 \text{ kerateion} = 0.189\text{g}, 1 \text{ solidus} = 1 \text{ nomisuma} 4.536\text{g}, 1 \text{ litra} 326.582\text{g}$$

また、貨幣単位としての英国ポンド (£)、ロシアのリラ (L) の表記は、上記度量衡体系の根本単位とされた「リトゥラ」(ギリシア名 Litra) ないし「リブラ」(ラテン名 Libra) に由来すると言われます。さらに、アメリカ合衆国はじめ世界の諸地域で用いられる貨幣単位ドルを「\$」と表現するのは、ソリドゥス Solidus の頭文字からの転用とする説が有力です。

ともあれ、4世紀にかたちつくられた度量衡・貨幣制度が、現代世界のモジュールともなったことは注目されます。

### 3. 社会経済システムとしてのキリスト教文明の生成

#### ——「世界」を統治する「救済の摂理」——

地中海＝ヨーロッパ世界の歴史において「古代」と「中世」を分かつ要素といえば、何より体制内化されたキリスト教会の存在がメルクマールとなるでしょ

う。キリスト教徒は、パウロの伝道などにより、東地中海世界、つまりギリシア人が多く住む地域、いわゆるヘレニズム諸都市を中心に、すでに1世紀より多く存在していたようです。ところが、ローマ皇帝崇拜を拒否するなどしたことから、皇帝権力により迫害を受けることになり、それはディオクレティアヌス帝期の迫害（311年）まで続きました。同帝後にコンスタンティヌスとリキニウスの両皇帝がミラノ勅令を發布したことで（313年）、キリスト教は「公認」されました。ミラノ勅令は、キリスト教徒と教会の財産を、公権力が剥奪していたものを元に戻すことを指示する、実に経済的な措置でした。その数年後、コンスタンティヌスが単独皇帝となるに及んで、帝国内における信徒、教会（およびその財産）の存在余地がより確固たるものとなっていくことはよく知られているでしょう。

キリスト教の国教化という出来事は、その後の地中海＝ヨーロッパ世界を方向付ける大きな意味をもちました。改めてその経緯を確認しますと、以下のようになります。

- |      |                               |
|------|-------------------------------|
| 313年 | ミラノ勅令（コンスタンティヌス1世帝）           |
| 325年 | ニケーア公会議（コンスタンティヌス1世帝）         |
| 380年 | 国教化，コンスタンティノーブル公会議（テオドシウス1世帝） |
| 392年 | 排他的国教化＝他宗教祭礼の全面的禁止（テオドシウス1世帝） |
| 431年 | エフェソス公会議（テオドシウス2世帝）           |
| 451年 | カルケドン公会議（マルキアヌス帝）             |

中世ローマ帝国，すなわちビザンツ帝国の社会経済システムを考察するわれわれにとって重要なのは，種々の異端分子を含んだとはいえ①キリスト教会が国家体制に組み込まれたこと，②これによってそれまでとは様子が異なる経済・社会制度が形成されたこと，また③一連の社会のキリスト教化にともなって帝国財政上にも変化がもたらされたこと，でした。

#### (1) キリスト教とローマ帝国の結合

キリスト教会が国家体制に組み込まれた経緯は，上記年表によって語られることが多いかと思えます。しかしここでは，むしろ社会の現場において，キリ

スト教の信徒たちと聖職者、あるいは信徒＝ローマ市民と聖堂(建物・施設)がいかなる結び付きをしたか、が重要です。一つの社会制度としてキリスト教会・修道院が帝国各地にインボルブされた。これにより各所で、それまでとは違う新しい社会経済活動の磁場が形成されたのでした。

313年のミラノ勅令により、それまで迫害の対象にすらなっていた財産権をもたなかった教会に、晴れて財産の所有権が認められました。それは、市民＝キリスト教徒からの寄進を、教会が受け取る権利を確約されたことを意味しました。すなわち、寄進および遺産を受領する権利をもつようになった。以後、5世紀にかけて、ローマ帝国内には、諸処でキリスト教の聖堂が出現することになります。この傾向には、392年の排他的国教化の後、拍車がかかったようです。

聖堂や、また5世紀半ばからは修道院等も法令史料に出現してきますが、種々のキリスト教の施設が、それぞれに独自の財産をもって、帝国内の各所に存在するようになります。その数に関する情報は、実のところありません。しかし、法令が語るかぎりでは、聖堂・修道院・慈善施設が、遺言により多く建設されていたことが推測されます。

5世紀前半の『テオドシウス法典』(438年)と、6世紀前半の『ユスティニアヌス法典』(527年-)における教会等への「贈与」に関する対応には、顕著な違いが見られます。

まず前者では、宗教施設に対する市民の財産移譲は、全16巻中の最後、第16巻で言及されるにすぎません。ところが、後者(ユスティニアヌス法典)では、全12巻中の最初、第1巻の劈頭で、関連法令が集成されているのです。前者が、当時伝承されていた皇帝勅令を、現行法ばかりか、死文化したものも含めておよそ網羅的に並べているのに対し、後者は、6世紀前半時点での現行法として歴代皇帝による勅令を集成しましたから、キリスト教会関連法令が、6世紀のローマ帝国においていかに重要性をもっていたかが推察されるわけです。

また、ユスティニアヌス法典では、寄進対象として、教会(聖堂)、修道院のほかに、種々の慈善施設(病院 *nosocomium*, 救貧院 *ptochotrophium*, 孤児院 *orphanotrophium*, 養老院 *gerontochomium*, 宿泊施設 *xenodochium*)が登場します。かつて私はこのことについて分析したことがありました(『帝国と慈善 ビザンツ』創文社、2005年、第4章～第6章)。皇帝勅令は、いまや都市および農村部にあ

っても人びとの重要な拠りどころとなった教会・修道院、および慈善施設が、十全な活動をするよう配慮し、税制上の優遇措置をもって施設の建設、運営を促進したのです。それは、市民の神への寄進が盛んに行われるようになった結果、人びとの生活空間における景色に多くの施設が加わったとともに、市民生活そのものにも変化が生じた、ということでした。

いまや教会、修道院、慈善諸施設が、各都市に多く見られるようになります。そして重要なことは、これらの宗教施設は、経営のための必ずしも小さくない経営財源を所有していたことでした。すなわち、都市および農村部に土地を持ち、都市においては保持する不動産（賃貸用の建物）を賃貸し、そこで営まれる商店や工房からの賃料を収受しました。ユスティニアヌス帝期の6世紀前半にあって、コンスタンティノープルの諸教会に付属する商店・工房は、合わせて1,100軒にのぼったとあります（新法第43（537年））。他方、寄進財は農村部にも点在しました。後述するように、それらの農地から得られる現物収入から、地代として教会等への納付があったのです。教会財産となった土地、不動産の総量が、帝国全土でどれほどだったかは、まったく分かりません。フランスのある学者（Paul Lemerle）は、それを全可耕地の3分の1にのぼった、と見積もっています。

ともあれ、農地、牧地、建物、家屋、また家畜などの動産すべてが、個々の教会（聖堂）の所有とされました。そして、その経営責任は、司牧、また慈善活動（社会救済）を行う限りにおいて各教会に留保され、最終的には総主教座聖堂、つまりハギア・ソフィア大聖堂の財務監督権に帰されました。

## （2）新しい経済・社会制度の形成

前近代社会にあって、経済活動、富の源泉は主として農業生産に立脚していました。キリスト教ローマ帝国も、また農業社会にほかなりませんでしたから、キリスト教会、修道院、慈善諸施設は、いまや帝国社会における大土地所有者となり、地域社会はもとよりのこと、中央権力に対しても政治的影響力を行使しうる存在となりました。

各施設が所有する所領は、主として農村部にあって農業生産者の保有のもとに置かれました。農業生産者は、賃貸借契約にもとづく小作農として、土地所有者（地主）である教会、修道院等に地代を支払います。皇帝勅令から知られ

るところでは、小作農世帯は土地所有者と比較的長期にわたる土地貸借関係にあったようです。彼らの「長期賃貸借契約」は通常29年でした。それ自体、十分に長い期間ですが、この貸借関係を二度三度と繰り返せば、農民たちは事実上、自作農として振る舞うこととなったでしょう。法制上の関係と実態との乖離はいつの世もあるものです。この長期にわたる保有農民層の存在がどの程度あったのか、また奴隷労働との関係（保有農と奴隷的身分の者の関係、あるいは国家が直接経営する農地における奴隷的身分の農民層の存否、ないし存在の程度）が、かつてのビザンツ社会経済史研究では大きな問題でしたが、ここでは立ち入りません。農村構造は、いわゆる古代末期（4～6世紀）については議論が行われましたが、実態をうかがわせる史料が決定的に少ないこともあり、10世紀以降にならないと論じられない現状です。10世紀以降に頻出する土地所有関係の証書類には、むしろ農地が耕作されておらず、荒蕪地となっている様子がうかがわれ、その土地経営（耕作等）を税制上の優遇措置をつけて貸し出す制度が始まったことが語られています（カリストキア制、拙著『帝国と慈善ビザンツ』第8章参照）。これには、当時の対外戦争、特に対アラブ戦、対ブルガリア戦での土地の疲弊、また徴兵等による人手不足が影響を与えていたと考えられます。

さて、キリスト教会が、4～5世紀の経過のなかでローマ帝国社会のなかに根付いていったのは、まさに慈善活動の制度化によるところが大きかったと思料されます。これには、東地中海世界がヘレニズム社会だったことを考慮する必要があります。ギリシア人社会に特徴的な「フィロクセニア」*philoxenia*、そしてアリストテレスの著述などに見られるフィラントロピー *philanthropy* の観念が、キリスト教の「慈善」*charitas* と結びつき、市民による神への寄進が促進された、と考えてよいでしょう。

### (3) 市民の寄進がローマ国制を変容させた

キリスト教徒となったローマ市民がどれほどの寄進を行ったかを推計しうる材料は、残念ながら伝来しません。私たちは、キリスト教徒たちが書き残した年代記記事（カイサリアのエウセビオス、ナジアンゾスのグレゴリオス、ヨハネス・クリュソストモス等々）から、各自に応分の「神への寄進」を行ったことを知るばかりなのです。ただ、上述のようにローマ法の対教会関連規定が漸増してい

きますので、テオドシウス法典（438年）公布時までには、相当量の寄進行為があったことを知るのであります。5世紀前半以後は、ユスティニアヌス帝時代にかけてさらに多くの勅令が、キリスト教会に対する寄進行為を促進し、そのあり方について規定していきます。

社会のキリスト教化にともなって、キリスト教会はローマ帝国社会に地位を確立しました。そしてこのことは、帝国財政また市井の経済構造にも変化をもたらしたと考えられます。

まず、改めて確認すれば、大土地所有者としての教会が、国家と社会のなかに地歩を確立したことは、決定的に重要でした。単に、新来の中間団体が現れた、というだけでなく、市民生活のなかに新しい施設群、しかも社会福祉的な活動をもっぱら担当する施設群が登場したのです。それまでは、各イエの内部で救済されていた「貧困者」は、いまや公共の装置としての慈善施設に収容された、というわけです。この変化は、その後のヨーロッパ世界のあり方を規定するほどのインパクトをもったと思います。

さて、市民の「贈与」行為は、それ以前から行われていたにちがひありません。ところが、ローマ法史のなかで、市民間であれ、市民からなにがしかの施設（中間団体）に対してであれ、およそ「贈与」に関する法規定が現れるのは、4世紀以降のこととなります。これは、ローマ法史研究のなかでも新しい観点ですが、思えば当然のことでもあります。なぜなら、ローマ法は、本来的にポリス Polis（都市）の事項を規定するためのものだったからです。ローマ法が「政治的」な規定を主旨とするのは、この事情に由来します。「政治的」と訳しているギリシア語「ポリティクス／ポリティコス」Politicos は、字義通り「ポリスの」という意味でした。つまり、ローマ法は「イエ」oikos、「家政」oikonomia、すなわち家産の処分に関する私法領域には立ち入っていませんでした。ポリスの政治を担う「都市の有力者たち」criales/decurionesらは、他方で、イエ経済の主、家父長でしたから、法が家政に介入することを阻止していたわけです。

ところが、キリスト教の浸透とともに「個人」の観念が入り込みます。個と個の物象化された関係は、個が所持する財産（イエ経済が保持する財産でない、という観念）を生み出しました。とともに、「最後の審判」時に救済されたい（天国に行きたい）という願望が浸透しました。これによって、個（個人）から、神への

財の移転(贖罪としての寄進行為)が頻発したのです。救済願望が、現世でキリスト教の施設群を生み出したのでした。

キリスト教の浸透にともない人びとに共有されるようになった「個」の観念は、もうひとつ重要な事象を生みました。「個」の意識は、もとより男性だけでなく女性たちにも浸潤し、確認されるかぎり、5世紀後半以降になると、ローマ法の規定のなかに女性が財産寄進者、あるいはまた財産(遺産)受託者として立ち現れてくるようになります。旧いローマ法には、前述の通りイエ経済への立ち入った規定はなく、イエ経済の処分に関する文言はありません。ですから、女性に財産権を認める法文の存在は、4~5世紀における社会関係の大きな変化を浮き彫りにしている、といわなければなりません。

「贈与」に関するローマ法規定は、市民によるキリスト教会関連施設への寄進を促進、また規定するためのものとして発達していきました。しかしこの現象を追跡し、背後に進行した社会構造の変化に関する研究は、ようやく緒に就いたばかりです。経済システム論に関心を寄せるわれわれとしても、社会の深層で「個」の意識が広く浸透し、男女を問わず各個が財産を所持し、自らの意志でそれを処分する(神に寄進する)自由を得たとすれば、そこに大きな変化を読み取るべきでしょう。いずれにせよ、旧いイエ経済の細胞をやぶり、「個」が帝国社会の広いフィールドに出てきたこと、成功すればよし、失敗ないし病や怪我によって「貧者」となったとき、いまや家族(イエ経済)ではない、より公共的な慈善施設が彼らを収容したならば、大きな社会経済制度上の変容があったといわなければなりません。

#### 4. 社会経済システムとしてのキリスト教ローマ帝国

私が今日ご紹介したビザンツ帝国は、いわばキリスト教ローマ帝国のことです。地中海=ヨーロッパ史の文脈でそう呼ばれる社会は、その後、フランク王国、神聖ローマ帝国など、いくつかありました。いわば、ヨーロッパ・キリスト教社会の一連の歴史にあって、ビザンツ帝国は、その第一章を飾る社会だったと考えることができるのです。ですから、ビザンツ国家における経済システムは、その後のヨーロッパ社会の社会経済を考える上で、肝要な地位を占めます。特にキリスト教会と国家権力の関係性は、必要不可欠な検討課題といわね

ばなりません。小稿は、その骨子を記したものです。

さて、キリスト教会が4～6世紀のなかでローマ帝国各地の社会に根付いていった様子は、実のところあまりヴィヴィッドに知ることができません。しかし、教会が東地中海社会と帝国の制度のなかに包摂され、いわば体制内化されていったことは、法史料などの記述から系統的に追跡することができます。テオドシウス法典(438年)、ユスティニアヌス法典(528年)、またユスティニアヌス帝が法典編纂後に発布した諸法令(いわゆる新法 *Novellae*) が主な史料となり、かつて私はそれらの所言を系統的にたどり、市民から教会への財産寄進、またその結果としての教会財産の確立、その用途としての慈善活動について分析したことがありました(『帝国と慈善 ビザンツ』創文社、2005年)。

帝国権力は、市民＝キリスト教徒がその財産を神に寄進して聖堂や修道院に建立することを奨励し、遺言の不履行を厳しく罰しながら、一連の行為を法規制しようとしてきました。国家権力からの奨励・促進、保護、また規制。それは、さながら国家権力による市民活動の制度化、を印象づけるものでした。

もちろん、市場が各地に存在したことは確かなことと思います。なぜなら、聖堂の建立、そこに勤務する聖職者への給付(現金給与、現物給付)などで、資材、物品の購入が前提されているからです。

ローカルな市場が存在したことを伝える史料は、4～6世紀に関するかぎりこれまた伝来していません。多少とも実態を伝える史料は、10世紀を待たなければならぬのです。少し時代が飛びますが、ここにその一例をお見せします。

#### 修道院長の給与(11世紀の事例から)

##### Constantinople, Raidestos 所在の複合施設

- ・現金給与 12 ノミスマタ (約 54,432g=約 272,000 円)
- ・小麦 48 モディオイ (×14=672 リットル)  
(毎日 1.84 リットル)
- ・ワイン 36 メトロン (×10.25=369 リットル)  
(毎日 1 リットル)
- ・食事手当金 3 ノミスマタ (約 68,000 円)

これは、11世紀の慈善施設の経営に関する文書にある記述を摘記したものです。この文書については、かつて『成城大学経済研究』123号(1993年)に掲載した拙論で分析したことがありました(その後、拙著『帝国と慈善 ビザンツ』第4章に所収)。それは、法曹官僚にして歴史家でもあったミカエル・アッタレイアテスが、コンスタンティノープルとマルマラ海の町ライデストス(帝都から100kmほどの西方にある町)に自ら設立した聖堂と救貧施設の経営を指示する文書でした。

施設群を司牧する司祭(修道院長)に支払われた俸給情報から判ることは、司祭への俸給が、現金給付と現物支給を組み合わせていたことです。この混合俸給は、他の聖職者についても同様でした。現物支給の内容を見ると、いずれも個人ないし彼の家計で消費するには課題な量が計上されていることに気づくでしょう。聖職者に、毎日2リットル近くの小麦と、1リットルもの酒があてがわれていたのです。つまり、現物で支給された俸給は、個人消費としては十分すぎる量であり、おそらくは、余剰がローカルな市場を通じて交換・売却に供されていた可能性を想定させるものでした。

ともあれ、施設に勤務する聖職者にまかなわれた物品は、いずれ市場を通して購入された可能性の高いものでした。施設には、司牧担当の修道院長/施設長のほかに、必ずオイコノモス *oikonomos* と呼ばれる会計担当者がいました(こちらも修道士です)。施設財政を管理する者が、施設に帰属する財産(土地、不動産、収入)の管理とともに、施設の運営そのものをも管理していました。

コンスタンティノープルの街角で、あるいはマルマラ海に面した明媚な港町で、威勢のよい声が飛び交う町の市場があり、教会や慈善施設で入り用の物資が売り買いされていたのかもしれませんが。それを明示する史料所言はありませんが、11世紀の施設管理文書には、帰属する所領からの収入に加えて、明らかに市場を介した売買の痕跡が読み取れるのです。

【関連文献(抄)】

- 坂口ふみ『〈個〉の誕生』岩波書店、1996年
- 佐藤彰一『中世世界とは何か』岩波書店、2008年
- 半澤孝麿『ヨーロッパ思想史のなかの自由』創文社、2006年
- 松本宣郎『キリスト教徒が生きたローマ帝国』日本キリスト教団出版局、2006年
- 弓削 達『ローマ帝国の国家と社会』岩波書店、1964年

大月康弘：中世ローマ帝国の社会経済システム

- 「後期ローマ帝国における都市の構造変質について」『古代史講座』10, 学生社, 1964年
- 渡辺金一『ビザンツ社会経済史研究』岩波書店, 1968年
- 『中世ローマ帝国』岩波書店, 1980年
- 『コンスタンティノープル千年』岩波書店, 1985年
- 大月康弘『帝国と慈善 ビザンツ』創文社, 2005年
- 『ヨーロッパ 時空の交差点』創文社, 2015年
- P・ヴェーヌ『パンと競技場——ギリシア・ローマ時代の政治と都市の社会学的歴史』法政大学出版局, 鎌田博夫訳, 1998年
- G・オストロゴルスキー『ビザンツ帝国史』恒文社, 和田廣訳, 2001年
- F・ティンネフェルト『初期ビザンツ社会—構造・矛盾・緊張』岩波書店, 弓削達訳, 1984年
- H・ピレンヌ『ヨーロッパ世界の誕生』増田四郎監修, 中村宏・佐々木克巳訳, 創文社, 1960年。Henri Pirenne, *Mahommed et Charlemagne. Paris et Bruxelles*, 1937. nouvelle ed., Paris, 1970.
- P・ブラウン『古代末期の世界』慶應義塾大学出版会, 足立広明訳, 2006年
- 『古代末期の世界—ローマ帝国はなぜキリスト教化したか?』刀水書房, 宮島直機訳, 2006年
- 『古代から中世へ』山川出版社, 後藤篤子訳, 2006年
- ベルナル・フリューザン (大月康弘訳)『ビザンツ文明—キリスト教ローマ帝国の伝統と変容』白水社, 文庫クセジュ, 2009年
- ピエール・マラヴァール (大月康弘訳)『皇帝ユスティニアヌス』白水社, 文庫クセジュ, 2005年

(おおつき・やすひろ 一橋大学大学院経済学研究科教授)